

広都計第382号

令和5年12月25日

広島市景観審議会会長 様

広島市長 松井 一實
(都市整備局都市計画課)



本通3丁目地区市街地再開発事業について（諮問）

広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第17条第2項の規定に基づき、本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることについて、別紙理由書を添えて諮問します。

諮問理由

世界遺産である「原爆ドーム」は、被爆の惨禍を伝える歴史の証人として、平和のメッセージを後世に伝える重要な役割を担っており、「原爆ドーム」を含む「平和記念公園」は、原爆犠牲者を慰霊し、鎮魂する場であるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和を祈念する場、被爆の惨禍を後世に伝える場、平和を学び・考え・語り合う場、人々が集い、憩う場としての役割を有しています。

こうした役割を有している「原爆ドーム」及び「平和記念公園」の周辺における景観形成のあり方は、広島市が平和のメッセージを全世界に発信し続けていくための重要課題です。

そのため、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、景観に関する基本的な方針や、形態・色彩の具体的な基準を定めている、広島市景観計画において、平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑越しに原爆ドームを望む「南北軸線上の眺望景観」を形成することを中心に据えた上で、原爆ドームの背景に建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えないような環境を「目指すべき姿」として、特に厳しい基準を設けています。

令和4年1月4日からは、その実現のために、実効性の高い景観誘導の枠組み（景観計画及び高度地区による高さ制限等）を構築し、運用を開始しています。

また、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のうち元安川左岸側は、中四国地方の中核都市として都市機能の集積強化を図るために、国から都市再生緊急整備地域や特定都市再生緊急整備地域の指定を受け、楕円形の都心づくりを進めている広島市の都心の枢要部内にも位置しています。

本通3丁目地区市街地再開発事業の計画地は、中近世以来の商業地に由来する本市随一の商業・業務地区の一等地にあり、そこに建設される高層建築物は、完成後は市域を代表するランドマークの一つとなるものと考えられるとともに、原爆ドーム及び平和記念公園に隣接している地域内にあることから、平和記念公園を始めとする主要な眺望点からの眺望との関係を整理しておくことも必要になると考えられます。

この度、当該再開発事業の環境影響評価がなされる機会をとらえ、適切な景観誘導を行いたく、環境影響評価準備書の段階で示される計画の内容に関して、当該地にふさわしい景観形成の観点から事業者を求めることについて、貴審議会に諮問するものです。